

【保育所等の給食事故について】

給食の調理は調理室で行われているが、園長等による検食及び保育士等による配膳等、園全体の責任において安心・安全な給食を児童に提供している。

【異物の分類】

異物	区 分		具体的な物質
危険異物	分類Ⅰ	喫食することにより、生命に深刻な影響を与える異物	金属片、針、針金、ガラス片、鋭利なプラスチック片、薬品類等
	分類Ⅱ	喫食することにより、健康への影響が大きいと思われる異物	衛生害虫(ゴキブリ、ハエ等)、ネズミ、製造過程上、不適切な扱い等により生成したもの(変色、異臭、カビ等)
非危険異物	分類Ⅲ	異物自体は不快であり、衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物	毛髪、ビニール片、上記以外のプラスチック片、繊維、スポンジ片、植物の皮や殻、小石(米粒大)、羽虫等の衛生害虫以外の虫、海産物に付着した貝殻や小エビ
原料由来物	分類Ⅳ	原料に由来する物質であるが、喫食した場合、健康への影響があると思われる異物	食肉の鋭利な骨

【事故の扱いについて】

◎通常と違う状況が発生した場合は、**全て事故**

- ・米子市保育所等給食運営委員会への事故報告について、未然防止できたケースを廃止し、事故となったケースを公表する事故に改める。
- ・児童に影響があったもの(異物混入の給食提供、給食内容変更等)についてホームページで公表する。

（異物混入：異物混入により人的健康被害の恐れが高い場合は、報道に資料提供する
給食内容変更：給食は献立表通りに提供する必要がある（児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準第十一条）ため内容が変更となった場合も公表する

異物混入ホームページへの公表基準

異物発見のタイミング	異物分類	
	危険異物	非危険異物
検収時、調理前	非公表	非公表
調理中	非公表	非公表
配膳時（児童へ提供前）	非公表	非公表
児童に提供後	公表	公表

※異物が調理室から混入した状態で提供され、児童に提供前に保育士等が発見した場合は、調理業務等を委託している園においては委託事業者、直営の園においては園からの顛末書の提出を受け、米子市保育所等給食運営委員会へ報告する。